**衛生管理マニュアル　記載例**

**５　排水及び廃棄物の衛生管理**

 **５（１）　排水及び廃棄物の衛生管理**

|  |  |
| --- | --- |
| 排水及び廃棄物の衛生管理について、　　**東京　太郎**　　　が責任者となり以下の内容を履行する。 | 責任者の氏名を記入します。（役職名でも可） |
| * 衛生管理の目的

<記載例>排水及び廃棄物による病原微生物汚染・増殖の防止。* 排水の衛生管理

<記載例>・排水は公共下水道へ連絡させる。・油脂を公共下水道へ流さない。* 廃棄物の衛生管理

<記載例>・廃棄物容器は、汚臭、汚液が漏れないようにふた付き容器を使用する。・廃棄物の排出は以下のとおり行う○　生ゴミ毎日排出○　資源ゴミ（ガラスびん・金属缶・ペットボトル・ダンボール・新聞紙、プラスチック）　　月・水・金に排出 | 排水や廃棄物の処理がきちんとなされていないと、作業場内の細菌増殖やハエ・ゴキブリなどの害虫の増殖を助長し、ひいては食品の細菌汚染や異物混入の原因となります。油脂が公共下水道へ流入することを防ぐため、必要に応じてグリース阻集器（グリーストラップ）を設置します。廃棄物の汚臭・汚液がもれると不衛生になりがちですので、これらの処理は速やかに実施し、処理後の清掃を徹底することが大切です。また、廃棄物容器は汚臭・汚液が漏れないよう、ふた付きのものにします。排水及び廃棄物の処理手順を具体的に明記します。特に、油を多く使うような施設では廃油の処理が大切です。食品衛生だけでなく、近隣の環境へ悪影響を防ぐ対処も忘れずに。分別は地域のルールに則って行います。 |